

確認申請様式第2号（令和7年度）

様式第2号の1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1－①を用いること。

学校名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮歯科衛生士専門学校
設置者名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数 又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	70単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページにて公表。
<http://www.umth.or.jp/eiseishi/curriculum/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮歯科衛生士専門学校
設置者名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営委員会
役割	運営委員会規程により設置され、構成員の定数は7名以内とし、校長が委嘱又は任命する。任期は2年（再任可）。 下記について校長の諮問に応じて審議し、校長に建議する。 (1) 学校運営の方針について (2) 予算、決算の決定について (3) 学則の改廃について (4) 学生の定員、募集について (5) その他学校運営に関する重要事項について 学校関係者評価については(5)に含む。 校長は、運営委員会の結果を踏まえ、当該年度及び次年度以降の教育活動、学校運営を改善させるように努める。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
宇都宮市歯科医師会理事	令和6年6月1日 ～令和8年3月31日	関連業界等関係者
宇都宮市歯科医師会理事	令和6年6月1日 ～令和8年3月31日	関連業界等関係者
歯科医師	令和6年6月1日 ～令和8年3月31日	医療機関
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮歯科衛生士専門学校
設置者名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 「歯科衛生士学校養成所指定規則」及び「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」に則った教育内容で、次のとおり作成・公表している。 1 2月：作成方針協議（学内） 1月：外部講師日程調整 2月：授業計画案作成 3月：授業計画案決定 3月：授業計画書（シラバス）印刷 4月：授業計画書（シラバス）を学校ホームページにて公表するとともに学生に配布している。	
授業計画書の公表方法	学校ホームページで公表するとともに学生に配布している。 http://www.umth.or.jp/eiseishi/jyohou_koukai/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 校長は、学生の成績を考査するため、各学期末に定期試験を行うほか、必要あると認めるときは、臨時に試験を行う。 試験は、各科目ごとに100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。 試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。 (1) 実施授業時間の3分の2以上出席していること (2) 所定の実習を完了していること (3) 授業料を完納していること 成績評価は、授業科目ごとに試験等の成績により100点満点で採点し、優・良・可を合格とし、所定の単位を与え、不可は不合格とし、単位は認定されない。 優 80点以上 良 70点以上80点未満 可 60点以上70点未満 不可 60点未満	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均点を算出している。 なお、平均点については、試験科目ごとにも算出し、学生に対して口頭にて発表するとともに、教務委員会において、算出した平均点を記載したうえで定期試験等の結果を報告し、今後の指導に活用している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学生に対し、試験ごとに算出された平均点を口頭にて公表。また、成績評価については「学生便覧」に記載し、これを校内に配架し公表。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 進級及び卒業については、学則に定め、「学生便覧」に記載し、学生に配布している。 校長は、試験による成績評価に基づいて進級及び卒業の認定を行う。所定の修業年限以上在学し、教育課程上に定める単位数を修得し、課程を修了したと認める者には、教務委員会の議を経て、卒業証書を授与する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	「学生便覧」を学生に配布，校内に配架し公表。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮歯科衛生士専門学校
設置者名	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事業団HPにて公開 http://www.umth.or.jp/jyouhou/
収支計算書又は損益計算書	//（正味財産増減計算書を公表）
財産目録	//
事業報告書	//
監事による監査報告（書）	//

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療関係		専門課程	歯科衛生士科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	103単位 単位時間／単位	79 単位時間／単位	0 単位時間／単位	24 単位時間／単位	0 単位時間／単位	0 単位時間／単位
			103 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		129人	人	5人	55人	60人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

「歯科衛生士学校養成所指定規則」及び「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」に則った教育内容で、次のとおり授業計画書を作成・公表している。

- 1 2月：作成方針協議（学内）
- 1 月：外部講師日程調整
- 2 月：授業計画案作成
- 3 月：授業計画案決定、授業計画書（シラバス）印刷
- 4 月：授業計画書（シラバス）を学生に配布、校内へ配架

成績評価の基準・方法

（概要）

成績評価は、授業科目ごとに試験等の成績により100点満点で採点し、優・良・可を合格とし、所定の単位を与え、不可は不合格とし、単位は認定されない。

- 優 80点以上
- 良 70点以上80点未満
- 可 60点以上70点未満
- 不可 60点未満

卒業・進級の認定基準	
(概要) 学則 (試験) 第22条 校長は、学生の成績を考査するため、各学期末に定期試験を行うほか、必要あると認めるときは、臨時に試験を行うものとする。 2 前項の試験は、学科試験、実技試験及び面接試験とする。 (資格) 第23条 試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。 (1) 実施授業時間の3分の2以上出席していること (2) 所定の実習を完了していること (3) 授業料を完納していること (評価) 第24条 第22条の試験は、各科目ごとに100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。 (進級及び卒業) 第27条 第22条及び第24条に定める成績評価に基づいて、校長は、進級及び卒業の認定を行う。 2 校長は、所定の修業年限以上在学し、教育課程上に定める単位数を修得し、課程を修了したと認めた者には、教務委員会の議を経て、卒業証書(別記様式第7号)を授与する。 3 前項により、医療専門課程歯科衛生士科を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号	
学修支援等	
(概要) 本人との面談，入学前教育の実施，補習や補講による学修支援	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
45 人 (100%)	人 (0.0%)	44 人 (97.8%)	1 人 (2.2%)
(主な就職、業界等)			
歯科診療所			
(就職指導内容)			
就職希望調査を行い、本人の希望に沿って面接指導等をしている。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
歯科衛生士国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
127 人	4 人	3.1 %
(中途退学の主な理由)		
進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
個人面談，保護者面談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	100,000 円	375,000 円	150,000 円	その他は実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
学校独自の奨学金制度 貸付金額：月額45,000円 (3年間) 卒業後，貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内で返済 (無利子)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
学校HPにおいて公表 http://www.umth.or.jp/eiseishi/jyouthou_koukai/hyouka/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
学校関係者評価は，学校の運営方針をはじめ，その他学校運営に関する重要事項について審議するために設置されている「運営委員会」の委員3名により評価を実施する。 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目に則り学校側が実施した10項目（①教育理念・目標②学校運営③教育活動④学習成果⑤学生支援⑥教育環境⑦学生の受入れ募集⑧財務⑨法令等の遵守⑩社会貢献・地域貢献）からなる自己評価結果について，評価する。 校長は，評価結果を踏まえ，当該年度の成果及び課題等を整理し，次年度以降の教育活動及び学校運営に反映させるように努める。 運営委員会：運営委員会規程により設置され，構成員の定数は7名以内とし，校長が委嘱又は任命する。任期は2年（再任可）。 下記について校長の諮問に応じて審議し，校長に建議する。 (1) 学校運営の方針について (2) 予算、決算の決定について (3) 学則の改廃について (4) 学生の定員、募集について (5) その他学校運営に関する重要事項について 学校関係者評価については(5)に含む。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
宇都宮市歯科医師会	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	関係業界団体
宇都宮市歯科医師会	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	関係業界団体
歯科医師	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	医療機関
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校HPにおいて公表。 http://www.umth.or.jp/eiseishi/jyouhou_koukai/hyouka2/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校HP http://www.umth.or.jp/eiseishi/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H109310000122
学校名 (〇〇大学 等)	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮歯科衛生士専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		一人（ 0 ）人	一人（ 0 ）人	一人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0 人	0 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				一人（ 0 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。